

平成 29 年度 第 1 回 帯広市地域自立支援協議会 差別解消部会 議事録

日時：平成 29 年 8 月 23 日(水) 18：30～20：00

場所：帯広市役所 10 階 第 6 会議室

出席委員（26名）

発表者（4名 ※うち2名は委員）

オブザーバー（1名）

十勝総合振興局保健環境部社会福祉課

事務局（8名）

帯広市 4名

十勝障がい者総合相談支援センター 4名

傍聴者（1名）

報道関係者 1名

1 開会

2 挨拶 帯広市保健福祉部障害福祉課長

3 自己紹介

※ 事務局より議事に入る前に説明等を行った。

（1）会議趣旨説明

事務局より資料4、資料5に基づき説明を行った。

（2）検討課題の結果報告

昨年度の差別解消部会の検討課題について事務局より説明を行った。

事務局 ア 構成員に教員を加えてはどうかという意見について

教育委員会内で検討した結果、企画総務課が窓口となることで教員に必要な情報を伝えることが可能であり、検討課題や事案などにより、必要な場合は教員も出席することとしたので、ご了承いただきたい。

<了承>

事務局 イ 構成員に報道機関を加えてはどうかという意見について

国が示した構成員の案に報道機関が含まれていないこと、また報道のあり方については報道倫理という報道の正確性・公平性などの確保に関する取組が行われていることから、報道機関については見合わせたいと考えているので、ご了承ください。

<了承>

(3) 議事進行について

部会長欠席のため、設置取扱基準第4項第2号の規定により、あらかじめ指名された職務代理者が議事進行を務めた。

4 議事

(1) 差別解消部会 構成機関・団体における相談事例

事務局より、資料1に基づき説明を行った。

事務局 No.1 まちなかに多目的トイレを増やしてほしい。

→今後新設される施設において、多目的トイレの設置を要望していく。

事務局 No.2 職員採用試験において、聴覚障害者に対する配慮をしてほしい。

→試験に筆談器の持参を認め、筆談を交える等の対応をとった。

→手話通訳を配置する対応をすべきという意見があり、今後の参考とした。

事務局 No.3 ①市役所庁舎にシルバーカートを用意してほしい。

→シルバーカート1台を設置した。

②身体障害者用駐車場の利用マナーの周知をしてほしい。

③歩き携帯・歩きスマホの禁止に関わる庁舎放送をしてほしい。

→身体障害者用駐車場の利用マナーと歩き携帯・スマホの禁止について、庁内放送により周知することとした。

事務局 No.4 市役所の思いやり駐車場の適正利用についての要望。

→思いやり駐車場の適正利用を呼びかける庁内放送、文書及び貼紙による周知を行うこととした。

事務局 No.5 民間施設のエレベーターを常時運転にしてもらいたい。

→エレベーターは、安全確保のため普段は運転を中止しており、申し出により稼働している、ということの説明し、ご理解いただいた。

事務局 No.6 ショッピング施設内の障害者用駐車場を店舗の近くにしてほしい。

→事務局の働きかけにより、店舗の近くに障害者用駐車場が新設された。

部会長職務代理 ・オストメイト協会の初代会長は十勝出身で、帯広市はオストメイトトイレの設置は早かった。

(2) 当事者発表 ～日々の生活の中から感じること～

当事者、家族の4名より、日々の生活の中で感じていることを発表いただいた。

発表者 ア ・就労継続支援B型事業所で利用者として働いている。
・障害者だからといって極端に特別にしなくてもいいと思う。
・今の環境で自分が努力をして、それでもだめな時にどのような配慮が望ましいかを周囲に伝えていくことが大切。
・障害者が困っているときに声をかけてくれることがありがたい。
・障害のある人もない人もお互いに笑顔でいられるような、人と人の付き合いや交流が大切。
・ともに暮らしやすい社会になってほしい。

部会長職務代理 ・声をかけることで通じ合うことができる。できないことは求めていき、次の課題にしていくことが大切。

発表者 イ ・家族がALS（筋萎縮性側索硬化症）である。
・この病気は、希少疾患であり対象者が少ないため、特性を理解している人が少ない。
・進行性であり重度化すると、普通の介護量をはるかに超える。24時間すべて介護が必要な場合や、介護者が2人必要な場合もある。
・呼吸器や胃ろうの造設、高次脳機能障害を併発する場合もある。
・進行を見越した対応が必要だが、具体的に何をすればいいかわからない方がいる。特に高齢の方。
・ケアする家族が疲弊し共倒れになる可能性が高い。
・専門職も難病の特性を理解した関わりが大切。社会資源や制度の案内、介護の活用、具体的な生活のプランニング、医療や経済面の相談など。
・本人や家族の揺れ動く気持ちに寄り添えるよう、頻繁な訪問や関わりが必要。

部会長職務代理 ・358の難病が障害者総合支援法の対象となった。
・少しずつだが、本人や家族の負担を軽減する方策を政府としても作りつつある。

発表者 ウ ・精神疾患を患い、就労支援事業所に通い社会復帰に至った。
・発達障害をもつ子供がいる。今は落ち着いているが、以前は手がつけれなか

った。

- ・担任だった特別支援学級の先生が、障害を持つ子どもへの理解がない。障害をバカにする発言を何回もする。先生は差別解消法を知っているのかと疑問に思う。
- ・先生方がアセスメントをして指導がしっかりできていれば、子どもの状態も違ったのではないかと思う。
- ・一人ひとりを理解しようとするのが大切。その人の身になって、その人がどういう心情で生きているのか。
- ・その上で、その人が自信を持ち自分の道を歩むために、一緒に考え行動することが大事。

部会長職務代理

- ・身につまされる話。
- ・ご自身も障害を持っていて、市内の飲食店で仕事をしている。

構成員

- ・客としてお店を利用している。障害を持つ持たないにかかわらず、たくさんの方が出入りされている。差別を全く感じない良いお店だと思う。

発表者

エ

- ・知的障害と自閉症を併せ持つ子どもの親である。
- ・今までは、親や支援者が本人の代弁者となっていた。最近は、当事者本人が、その人らしい言い方で自分の思いを伝えていく時代になったことが嬉しい。
- ・今日は、津久井やまゆり園の事件について、当事者家族としての思いを伝えたい。「重い障害のある人は生きていても仕方がない」「いなくなった方が家族も幸せ」という犯人の言葉を支持する一部の人の声に愕然とし、強い憎悪に対して本当に気落ちし、落胆した。しかし、障害者はただ生かされている存在ではない。主体的な意思を持ち懸命に生きようとする姿や、日常の中に見える独特の豊かな人間性を私たちは知っている。
- ・障害者の幸せを願う運動を、これからも発信していきたい。

部会長職務代理

- ・とても大事な話をしていただいた。
- ・最近、障害福祉領域では意思決定支援が注目されている。
- ・どんなに障害が重たい方も意思があるという前提に立っているのは世界の常識。すべての人がその意思を聴き取れる耳を持っていたらと思う。
- ・7月31日に帯広市教育研究所主催の研修会で差別解消法の話をした。市内の小中学校から一人ずつ60名弱の先生方が集まった。関心が高く、研修内容を持ち帰って周知したいという方もいた。少しずつ積み重ねていければよい。
- ・特に行政・学校関係は、合理的配慮に欠けていることが指摘されれば、義務として検討することになる。合理的配慮をしているつもりでも、していなかったことに気づく過程がこれから起こる。気づくことが重要。

- ・ぜひ、皆様からも気づいたことを発信していただきたい。

(3) その他

全体を通し、意見・情報交換を行った。

- | | |
|---------|---|
| 構成員 | ・民生委員として災害時にサポートしたいが、行政から障害者の情報が出てこない。 |
| 事務局 | ・災害時要援護者制度の登録者が3,000名弱、うち町内会の中で個別支援計画を作成した方は300名弱。
・昨年10月の台風被害もあり、全庁をあげて議論を進めているところ。 |
| 部会長職務代理 | ・就労関係は労働局が窓口。案件は上がってきているか。 |
| 構成員 | ・労使間のトラブルは健常者、障害者関係なくある。相談があれば窓口で対応している。 |
| 構成員 | ・精神障害をお持ちの方が家族と無縁孤立の状態だが、保証人が見つからないためアパートに引っ越すことができない。
・自分の住みたいところに住むことは権利。
・保証人のなり手がいなければ、長期入院をしている人たちが社会に帰ることが難しい。
・生活保護を受けている方だが、市長が保証人になることは可能か。 |
| 事務局 | ・全国的な問題。国で制度整備が必要な課題かもしれない。
・ご質問については、保護課に確認し、後日お答えする。
(※後日回答した内容は巻末のとおり) |
| 構成員 | ・市長は後見人にはなれるが、保証人はどうか。
・市営住宅に入るにも保証人が必要。 |
| 部会長職務代理 | ・保証人協会という組織がある。
・最近では、空き室、空き家が多くなっている。保証人の制限があるのであれば、それを排除していこうと主張している不動産業界の方々がいる。
・国土交通省の委員もされている岡山の不動産業界の方が、全国的に保証人を不要にしようという運動を行っている。
・市長が保証人になることは全国的にも聞かず、難しいところ。 |

事務局 ・ 今後、相談事例が上がってきた場合、実務者会議を開催して解決に向けて検討を行う場合がある。その際には、関係する構成員の皆様にご協力をお願いする。

5 閉会

以上

※生活保護受給者に係る借家保証人について後日、回答した内容

市長が保証人になる制度はないが、保証人無しで契約可能な借家も数件ある。

また、家賃保証会社を利用可能な方であれば、長期入院している保護者が住宅を確保する際の敷金などの初期経費として一定額を上限に保護費が支給されるので、その範囲で保証料を賄うことができる。